

地方消費税交付金(社会保障財源分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分は社会保障費に充当し、その使途を明示することになりました。

令和2年度新庄村一般会計予算における社会保障費への充当は下表のとおりです。

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障財源化分) 6,640千円

(歳出)

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充当される社会保障施策に要する経費 253,719千円

【地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充当される社会保障施策に要する経費】 (単位:千円)

事業名		令和2年度 予算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国(県) 支出金	地方債	その他	引上げ分の地方 消費税収(社会保 障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉事業	87,990	9,199	0	1	2,303	76,487
	障害者福祉事業	21,998	15,047	0	0	576	6,375
	高齢者福祉事業	16,302	1,699	0	1,401	427	12,775
	児童福祉事業	34,301	11,231	0	8,250	898	13,922
	母子福祉事業	7,551	1,467	0	0	198	5,886
	小計	168,142	38,643	0	9,652	4,401	115,446
社会保険	介護保険事業	21,998	892	0	0	576	20,530
	国民健康保険事業	9,022	4,234	0	0	236	4,552
	後期高齢者医療事業	21,050	4,007	0	0	551	16,492
	小計	52,070	9,133	0	0	1,363	41,574
保健衛生	疾病予防対策事業	5,804	0	0	70	152	5,582
	健康増進対策事業	10,811	534	0	660	283	9,334
	病院対策事業	16,892	0	0	0	442	16,450
	小計	33,507	534	0	730	877	31,366
合計		253,719	48,310	0	10,382	6,640	188,387